

国民健康保険税の課税限度額・軽減制度が変わります



高所得者に応分の負担を求め、中・低所得者の負担軽減を図るため、平成28年3月に課税限度額および軽減判定所得の見直しが国で行われました。これに基づき、市でも平成28年度より次のとおり改正を行います。なお、税率の変更はありません。

国保税 課税限度額が変わります

国保税は加入者の所得や資産に応じて決定します。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分をそれぞれ計算し、合算しますが、それぞれに課税の上限が設定されています。この上限が、**課税限度額**です。

計算した税額が限度額を超える場合、表の額で課税されます。

課税限度額の改正内容

	改正前	改正後
医療分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護納付金分 (40~64歳の加入者のみ)	16万円(変更なし)	

軽減制度の対象者が拡大されます

低所得者への国保税の負担を軽減するため、世帯主と国保加入者(特定同一世帯所属者*を含む。)の所得の合計額が基準以下の場合、均等割と平等割が、7割・5割・2割のいずれかで軽減されます。

5割と2割の軽減対象となる所得の基準額が表のとおり引き上げられ、軽減対象世帯が拡大されます。

*特定同一世帯所属者…同じ世帯の中で、75歳を迎え後期高齢者医療制度に加入したことで国民健康保険の資格を喪失した人

軽減対象となる所得基準額

軽減割合	所得基準額	
7割軽減	33万円以下(変更なし)	
5割軽減	改正後	33万円+26.5万円 ×被保険者数
	改正前	33万円+26万円 ×被保険者数
2割軽減	改正後	33万円+48万円 ×被保険者数
	改正前	33万円+47万円 ×被保険者数

問合せ先 西市民窓口グループ 国民健康保険担当 ☎ 52-1111 (内線 261・262)

予防接種の受け忘れはありませんか？

麻しんは初春から初夏にかけて流行します。まだ予防接種を受けていない方はなるべく早めに接種しましょう。接種対象の方には4月に郵送でお知らせしましたが、予診票を紛失された方、転入された方は保健福祉グループへ申し出てください。

接種対象 ●MR(麻しん・風しん混合)予防接種 2期

対象者：平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれ

●DT(ジフテリア・破傷風)予防接種 2期

対象者：平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ

麻しんとは…感染力が非常に強く、高熱、咳、鼻水、発疹を主症状とした病気です。合併症を引きおこすこともあり、死に至るおそれもあります。

風しんとは…飛沫感染によっておこり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などを主症状とします。妊婦が妊娠早期にかかると障がいを持った児が生まれる可能性があります。

ジフテリアとは…飛沫感染によっておこり、高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐などで、かかると重症となるおそれがあります。

破傷風とは…土の中にいる菌が、傷口からヒトの体内に入ることによって感染します。菌が身体の中で増えると、菌の出す毒素のために死に至るおそれがあります。

これらの病気を予防する最も有効な方法は、予防接種を受けていただくことです。早めに予防接種を受けていただくことをお勧めします。

問合せ先 いきいき広場内保健福祉グループ ☎ 52-9871